

## 実績評価書

平成15年8月

政策体系	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	3	働きながら子どもを産み育てることなどを容易にする雇用環境を整備すること
		育児・介護をしながら働き続けやすい環境を整備すること
担当部局・課	主管課	雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課
	関係課	

## 1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	ファミリー・サポート・センターの設置を拡大させること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
市町村がファミリー・サポート・センターを設立し、地域における育児・介護のための相互援助活動を行うことを支援するため、都道府県及び市町村に対し補助金を交付。平成13年度からは、大都市圏におけるファミリー・サポート・センターの早期設置を促進するため、設置当初の円滑な運営の確保のための支援を実施。					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
ファミリー・サポート・センターの設置ヶ所数	44	70	116	193	262
(備考)					
評価指標は、各年度の実績数(累積)である。					
実績目標2	勤務時間短縮等の措置を普及させること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
平成13年の育児・介護休業法の改正により勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢が引き上げられ(平成14年4月から施行)、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が取りまとめられ、平成15年3月にはこれを踏まえた「次世代育成支援に関する当面の取組方針」が少子化対策推進関係閣僚会議において決定されたことを受け、説明会などあらゆる機会をとらえて、事業主等に対し、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に係る勤務時間の短縮等の措置についての周知指導を実施。					
また、平成14年度より、3歳以上小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に勤務時間短縮等の措置を利用させた事業主に対して支給する育児両立支援奨励金を創設し、助成措置を実施。					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所	-	7.0% (9.2%)	-	-	9.6% (15.8%)

の割合					
(備考) 評価指標は、「女性雇用管理基本調査」(平成11年度、平成14年度)による。( ) 内の数値は30人以上規模。 平成10・12・13年度は数値なし。					
実績目標3 子供の看護休暇制度を普及させること					
(実績目標を達成するための手段の概要) 子の看護休暇については、平成13年の育児・介護休業法の改正により制度の導入が努力義務化され、平成14年度から施行され、さらに、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」が取りまとめられたことを踏まえ、説明会などあらゆる機会をとらえて、事業主等に対して、子の看護休暇制度導入について周知指導を実施。 また、平成14年度より、小学校の就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に看護休暇を利用させた事業主に対し支給する看護休暇制度導入奨励金を創設し、助成措置を実施。					
(評価指標)	H10	H11	H12	H13	H14
看護休暇制度を規定している事業所の割合	-	8.0% (11.2%)	-	-	10.3% (9.8%)
(備考) 評価指標は、「女性雇用管理基本調査」(平成11年度、平成14年度)による。( ) 内の数値は30人以上規模。平成10・12・13年度は数値なし。 なお、平成11年度の数値は、家族の看護のための休暇制度の規定率である。					

## 2. 評価

### (1) 現状分析

現状分析
ファミリー・サポート・センターの設置箇所数は平成10年以降着実に増加している。3歳以上小学校就学までの勤務時間短縮等の措置の普及率については、平成11年度は7.0%(9.2%)であった。看護休暇制度の普及率については、平成11年度は8.0%(11.2%)であった。

### (2) 評価結果

政策手段の有効性の評価
ファミリー・サポート・センターの設置促進により、着実に設置箇所数が増加しており、これにより、一層多くの地域において臨時的・突発的な育児・介護ニーズへの対応が可能となったと考えられる。これにより、育児・介護を行う労働者が仕事と育児・介護とを両立させ、働き続けることが容易になり、育児や介護を行う労働者の雇用の継続に資していると考えられる。 また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に係る勤務時間の短縮及び子どもの看護休暇制度の導入についての周知啓発及び行政指導は、これらの制度の普及に有効であり、各種助成措置は、企業の両立支援の取組を促進するものとして、

制度の普及に有効であったと考えられる。

#### 政策手段の効率性の評価

ファミリー・サポートセンターの設置促進事業は、地域における育児・介護サービスを必要とする労働者等のニーズを調査の上、市町村がファミリー・サポート・センターを設置運営するにあたり補助を行うものであり、一定のコストで効率的にファミリー・サポート・センターの設置拡大を行うことができ、その効率性は高いと考えられる。

また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に係る勤務時間の短縮及び子の看護のための休暇の制度の普及のためには、育児・介護休業法の周知指導が必要不可欠であるが、とりわけ事業主に対する説明会の実施は一度に多くの対象者に働きかけることができ、効率的な手段であると考えられる。

#### 総合的な評価

ファミリー・サポート・センターの設置拡大事業の実施により、育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備が着実に全国の各地域で進んでいるところである。

また、小学校就学の始期までの勤務時間短縮の努力義務化及び子の看護休暇制度の導入努力義務については、改正育児・介護休業法において新たに盛り込まれ、平成14年4月から施行されたものであるため、使用した平成14年女性雇用管理の数値はこれらの施行後半年のものである。

ファミリー・サポート・センターの設置促進、勤務時間短縮等の措置及び子の看護休暇制度の普及については、子育てと仕事の両立支援の推進のため「次世代育成支援対策に関する当面の取組方針」において取り組むべき施策に挙げられているところであり、労働者の仕事と家庭の両立の負担を軽減し、育児や介護をしながら働き続けやすい環境の整備に向けて、引き続き積極的な施策を進めることが重要である。

評価結果分類	分析分類

### 3. 政策への反映方針

ファミリー・サポート・センターの設置促進については、平成16年度の重点施策に盛り込まれる予定であり、設置箇所数の更なる増加に向けて、平成16年度には、一部新規として、人口5万人以上の市区町村がファミリー・サポート・センターを設立する初年度において、設置当初に要する必要最低限の経費について補助することにより設置促進を強力に推進することとしている。

また、勤務時間の短縮等の措置及び子の看護休暇制度についても、「少子化対策プラスワン」及び「次世代育成支援に関する当面の取組方針」において掲げられた目標値の達成に向けた集中的な取組の実施が同じく重点施策に盛り込まれる予定である。

#### 反映分類

### 4. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし

各種政府決定との関係及び遵守状況

平成14年9月に厚生労働省においてとりまとめた「少子化対策プラスワン」及び平成15年3月14日に少子化対策推進関係閣僚会議において決定された「次世代育成支援に関する当面の取組方針」において、勤務時間短縮等の措置及び子どもの看護のための休暇制度の普及率について、25%という目標値が設定され、これらの目標の達成に向けて社会全体で取り組むこととされた。

総務省による行政評価・監視等の状況

なし

国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成13年10月31日衆議院厚生労働委員会、平成13年11月8日参議院厚生労働委員会）において、政府は「法の実効性を確保するため、本法に基づく諸制度や指針の周知徹底を図るとともに、的確な助言・指導・勧告を指導すること」「子の看護のための休暇制度の早期導入促進のため事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること」とされている。

会計検査院による指摘

なし